

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和7（2025）年度第1回みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和7年7月25日（金）午後1時15分～午後2時00分		
開催場所	みよし市役所2階 202会議室		
出席者	（会長）酒井 喜市 （委員）加藤 貴利、永田 志麻、石井 大、芳賀 真 大澤 和貴、鈴木 政美、深谷 初美、竹谷 玲子 中島 伸介、柴本 大慈 （事務局）木戸福祉部長、浅井福祉部次長、井川保険健康課長、 沼崎副主幹、野々山主任主査		
次回開催予定日	令和7年12月（予定）		
問合せ先	保険健康課国保担当 沼崎、野々山 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレスkokuho@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文 議事録要約	要約した理由	
審議経過	1 委嘱状交付 2 あいさつ 3 会長・会長職務代理の選出 4 諮問 5 国民健康保険制度及び医療保険制度について 6 報告事項 （1）令和6年度みよし市国民健康保険特別会計決算（見込）について （2）令和6年度みよし市国民健康保険運営協議会答申について 7 その他		
＜会議録＞ 保険健康課長	時間もまいりましたので、ただいまから「令和7年度第1回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。 それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。「一同、礼」ご着席ください。 申し遅れましたが、本日の進行を務めさせていただきます、保険健康課長の井川です。よろしくお願いします。 本日の会議は約1時間を予定しておりますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。 なお、本運営協議会につきましては、公開の会議となりますので、ご了承をお願いします。		

	それでは、まず、資料の確認をさせていただきます。資料は事前に送付させていただいております。 A 4 で表紙に 「令和 7 年度第 1 回みよし市国民健康保険運営協議会次第」と記載がある資料を事前に送付させていただいております。 次に、机の上に置かせていただいている資料は「みよし市国民健康保険運営協議会委員名簿」となります。資料のお忘れや、不足がありましたら、事務局までお知らせください。 それでは、次第に沿って、会議を進めさせていただきます。 本日は、始めに、委嘱状の交付、会長・会長職務代理の選出、諮問を行います。 その後は、国民健康保険制度と医療保険制度のご説明を行い、報告事項として、令和 6 年度の国民健康保険特別会計決算見込みと、令和 6 年度の国民健康保険運営協議会答申内容の報告をさせていただきますので、よろしくお願いします。 はじめに、小山市長から委嘱状を交付させていただきます。お手元の委員名簿をご覧ください。 前任の運営協議会委員の皆様は任期満了を迎えられ、今回、改めて改選を行わせていただき、本日も出席いただきました皆様に新たに委員をお願いするものであります。 任期は 3 年で、本年 6 月 1 日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日までとなります。 それでは委員を代表して「公益代表 酒井喜市様」に委嘱状を交付させていただきます。 （市長より委嘱状交付） ありがとうございました。委員の皆様、これから 3 年間よろしくお願いいたします。続きまして、小山市長から「あいさつ」を申し上げます。
市長	（市長 あいさつ）
保険健康課長	ありがとうございました。本来であれば各委員の皆様から、ご挨拶を頂戴したいところではございますが、時間の都合上、お手元の委員名簿、そして席札をもちましてご紹介に代えさせていただきます。 なお、本日の会議には島委員と竹中委員については、欠席の連絡を受けております。 ここで、本日運営協議会に出席しております事務局の紹介をさせていただきます。 木戸福祉部長、浅井次長、井川課長、沼崎副主幹、野々山主任主査（各自己紹介）
保険健康課長	続きまして、次第の 3 「会長・会長職務代理の選出」をお願いしたいと思います。 資料の後ろから 3 枚目より国民健康保険運営協議会に関する諸規則を添付してございます。この中で、「国民健康保険法施行令」第 5 条第 1 項に「協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」と規定されており、第 2 項では、「会長職務代理」について規定されております。そのため、委員名簿の中の公益代表 4 名の中から、会長と会長職務代理の選出をお願いしたいと思います。

	ここで、事務局案として、昨年引き続き、会長に酒井委員と会長職務代理として島委員を提案させていただきますが委員の皆さまはいかがでしょう。 (異議なし) お二方をお願いしたいと思いますが、ご賛同いただける方は拍手をお願いします。 (拍手) ありがとうございました。 それでは、会長を酒井委員、会長職務代理を島委員をお願いいたします。 酒井会長は、お席のご移動をお願いいたします。 それでは、ここで酒井会長から、「ごあいさつ」をいただきたいと 思います。
会長	(会長あいさつ)
保険健康課長	ありがとうございました。 それでは、続きまして次第4「諮問」をさせていただきます。 小山市長をお願いします。酒井会長の前にお進みください。
市長	みよし市国民健康保険運営協議会会長 様 みよし市国民健康保険事業のあり方について みよし市国民健康保険運営協議会規則（第2条第1項第2号に定める下記の事項について、貴協議会の意見を求めます。 1 令和8年度みよし市国民健康保険税のあり方について 以上
保険健康課長	ありがとうございました。なお、諮問書の写しをただ今、お配りいたしますので、ご確認ください。 恐れ入りますが、市長におかれましては、公務のため、ここで退席させていただきますので、よろしく願いいたします。 (市長 退席)
沼崎副主幹	続きまして、次第5「国民健康保険制度及び医療保険制度について」概要を事務局より説明いたします。 今回、新たに委員になられた方もおみえになりますので、まず始めに、この運営協議会について、ご説明いたします。お手元の資料の、19ページ目の参考資料をご覧ください。 このページから運営協議会に関する諸規則の抜粋を掲載しております。 20ページ、国民健康保険法施行令第4条には、委員の任期は3年とされています。また、みよし市国民健康保険条例では、運営協議会の委員の定数は13人としています。 同ページ、一番下には、運営協議会規則を掲載しております。第2条で協議会の任務が規定されておりますが、その中の第2号に「国民健康保険税に関すること」という規定により、皆様には国保

	税のあり方についてご審議いただくこととなります。 1 ページでは、国民健康保険制度について記載です。次に国民健康保険県単位化についてですが、平成 29 年度まではそれぞれの市町村が保険者として国保事業全般を担っていましたが、平成 30 年 4 月から愛知県では国保が県単位化され愛知県が国保の責任主体として中心的な役割りを担っています。市町村は引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課、徴収等の事務を行っています。 県単位化により、愛知県から各市町村が税率設定をする基準となる、標準保険税率が各市町村ごとに示されております。 みよし市に示されている、標準負担税率は現在の保険税率よりも高いものになっておりますので、被保険者の急激な負担増を招く事が無いよう、昨年度の答申により令和 10 年度までに標準保険料率に合わせて段階的に税率改正を実施することとしております。 2 ページでは、医療保険の種類、年齢による加入保険制度などを記載しております。 3 ページでは、保険給付や一部負担金について記載しています。 4 ページでは、昭和 46 年以降の本市における国保税率の変遷をご確認いただける資料となっております。来年 4 月から「子ども・子育て支援金」が保険税に上乗せして徴収される予定で、この支援金制度は、少子化対策のために全世代が負担して子育て世帯を支援する新たな仕組みになります。金額は所得によりますが、月額数百円となる見込みです。
保険健康課長	それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。 「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第 3 条第 1 項の規定に基づき、会長が議長を務めることとなっております。酒井会長よろしく、お願いいたします。
会長（議長）	それでは、規定により議長を務めさせていただきます。 はじめに、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。 本日の出席者は 11 人であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第 6 条に定める定足数に達しており、本協議会は成立しています。 本日の議事録記名者の氏名をいたします。今年度より議事録には委員の署名ではなく記名をすることになりましたので、鈴木委員と中島委員を議事録記名者に指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。 なお、議事録は要点記載とし、書記を保険健康課 野々山主任主査にお願いします。 それでは、議事に入ります。本日は報告事項 2 件となっております。ご意見、ご質問は 2 件の報告事項すべてについて、事務局の説明終了後にまとめてお願いします。 はじめに、報告事項（1）の「令和 6 年度みよし市国民健康保険特別会計決算（見込）について」事務局から説明をお願いします。
沼崎副主幹	5 ページをお願いします。表題に「見込」とありますが、決算につきましては、9 月に開催される市議会において、報告・承認をいただくことにより、正式に決定するものであり、本日は事前報告であることから、「見込」とさせていただきます。 こちらには、文章で令和 6 年度決算の総括について記載しておりますが、これは後程、お目通しいただきまして、次ページ以降の表やグラフでご説明いたします。

6 ページをご覧ください。①被保険者数です。本市においては、市全体では世帯数は増加、人口は減少しております。国保加入世帯数、被保険者数は共に年々減少傾向にあります。

これは、社会保険の加入対象が広がったことによる国保被保険者の社会保険への移行、また、75歳になった被保険者が後期高齢者医療制度に移行していることが、要因になっていると考えられます。

7 ページをご覧ください。②年度別決算状況を示しております。一番右の令和6年度決算見込額としましては、合計欄にありますように、歳入45億2,690万3,206円、歳出43億5,065万7,739円で、収支差引額1億7,624万5,467円でした。

歳入欄の下から5段目に一般会計繰入金という項目があります。これは、国保事業を運営するのに、一般会計からお金をいれているものです。この中には、法定外繰入れとして、基本的には、国保税が不足しているものに対して、一般会計で補てんしているものがあり、それについては、今後、削減していく必要があります。

細かい内訳につきましては、この表のとおりですが、次の8ページをご覧くださいますと、4本の折れ線グラフがあります。上から1本目が歳入額、2本目が歳出額、3本目が保険給付額、4本目が国保事業基金保有額を示しており、令和6年度見込においては、歳入額、歳出額、保険給付費、基金保有額全てにおいて減少となっています。

次に、③国民健康保険事業基金の状況です。令和6年度末における基金保有額は、1億7,972万2,797円となっています。この基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金としての役割を担っています。

次に、④国民健康保険税の調定額です。調定額とは、課税した額のことです。全体調定額は、被保険者数の減少はあるものの、税率改正により増えています。1人当たり、一世帯当たりの調定額も増えています。

次に、9ページ⑤保険給付費の状況です。保険給付費は、一般に、医療機関等に支払う療養給付費、コルセットを作った際に本人が一時全額立替払をした場合などにおいて後から支給する療養費、それと自己負担金限度額を超えた分を支給する高額療養費に分かれます。令和6年度につきましては、前年に比べて、療養給付費と高額療養費は減少傾向で、療養費のみ増加しています。次の10ページのグラフは、その推移を表しています。

11ページをお願いします。⑥1件当たりと1人当たりの保険給付額です。令和6年度につきましては、前年に比べ、保険給付件数、1件当たり保険給付額は減少となっており、1人当たり保険給付額は増加となっております。

次に、12ページ⑦出産育児一時金・葬祭費の状況です。出産育児一時金については、1件につき50万円以内を支給しています。葬祭費につきましては、1件につき5万円を支給しています。令和6年度では、出産費の支給件数と金額は増加、葬祭費の件数と金額は減少となっております。これらについては、その年によって多くなったり少なくなったりしますので、見込みをたてることが非常に難しいところです。

説明は以上になりますが、最後に、決算状況全体を踏まえて、本市の国保の現状と課題について述べさせていただきます。

本市におきましては、国保被保険者が減少傾向にあり、受けられ

	る医療は高度化しているものの医療費の単価等への影響はあまりで ておりません。よって給付費の大幅な増額などは見込まれておりま せん。 保険税については、国保被保険者の減少はありますが、税率改正 等により1人当たりの賦課税額は増加しています。 国保財政全体を考えると、現状では、一般会計からの法定外繰入 無しでは、国民健康保険事業が運営できないのが現状であり、医療 費の適正化や税率改正等により法定外繰入れを削減していく必要が あります。 以上、特別会計決算（見込）の説明とさせていただきます。
保険健康課長	次に、報告事項（2）の「令和6年度みよし市国民健康保険運営 協議会答申について」事務局から説明をお願いします。
沼崎副主幹	資料13ページをご覧ください。令和6年度につきましても、「みよ し市国民健康保険事業のあり方について」、市長から諮問がされまし た。 当協議会にて、平成30年度からの県単位化されることによる、 県から示された標準保険税率や愛知県国民健康保険運営方針を踏ま え、被保険者の負担を急激に増やすことなく、一般会計からの法定 外繰り入れを減らす事を念頭に、7年間かけて段階的に税率を上げ ていく内容を主とした平成29年度の答申を作成していただき、平 成30年度より税率改正を行ってまいりました。令和3年度及び4 年度の答申では令和8年度までに標準税率と同程度にするという内 容でしたが、令和5年度の答申で、さらに2年延ばして税率の上昇 幅を緩和し、令和10年度までに標準税率と同程度にするという内 容で決定されました。令和6年度の答申および令和7年度の答申で は、令和5年度の答申を踏まえて、令和10年度までに標準税率と 同程度とするという内容で決定されました。 答申につきましては、令和7年2月7日に酒井会長から市長に提 出され、この答申に沿って、3月議会において国民健康保険税条例 の改正を行いました。 本年度につきましても、先程、市長より諮問がありましたので、 「令和8年度みよし市の国保税のあり方について」答申の検討、取 りまとめをお願いいたします。 14ページから18ページにある資料については、昨年度の第3 回の協議会での資料と同じものになっており、本日は、改めて説明 しますが、今後、国保税の見直し等についてご検討いただくにあ たり、参考としていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 以上、「令和6年度みよし市国民健康保険運営協議会答申につい ての説明とさせていただきます。
会長（議長）	ありがとうございました。事務局から説明がありました。委員は 説明の内容等で質問はありますか。
鈴木委員	7ページの②年度別決算状況の歳入で、国庫支出金について令和 6年度の数字が大きい。この理由は何か。
野々山主任主査	国の制度改正によるマイナンバー関連のシステム改修があった。 国から補助金が出ているためとなります。
永田委員	11ページの⑥1件、1人当たりの保険給付額について、1件当

	たりと１人当たりの違いは何か。 １件当たりの保険給付額については、給付にも療養給付費や高額療養費などの種類や分類があり、それを１件にならしたものです。１人当たりというのは、当然１人につき何件も申請される方もいますので、それを被保険者１人当たりにした場合の給付額になっています。
野々山主任主査	
会長（議長）	７ページの歳出にある国民健康保険事業費納付金は、この中に医療分、後期分、介護分と様々な県に収める納付金があつて、これは基本的にずっと発生していくもので減らないという認識でいいか。
野々山主任主査	お見込みのとおりです。
鈴木委員	今後、税率改正を議論していくことになるがどういったスケジュールでやっていくのか。
野々山主任主査	例年、１１月頃に愛知県から標準保険税率の仮算定の数字が通知されます。この仮算定の数字を基に委員の皆様にご議論していただくことになるため、１２月に当協議会の開催を予定しています。
鈴木委員	現在のみよし市の保険税率と、愛知県の示す標準保険税率の差を教えてください。
保険健康課長	今回の会議に詳しい資料を提示させていただくが、現在の状況を整理したものが手持ち資料としてあるため、提示します。 （手持ち資料を提示、税率について説明）
会長（議長）	他に質問等がありますか。 それでは、お気づきの点があれば事務局へ直接お聞きいただけたらと思います。 以上で、本日予定されておりました議事についてはすべて終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたりご審議を賜り、誠にありがとうございました。 それでは会議の進行を事務局にお返しします。
保険健康課長	ありがとうございました。 他に質問等がないようなので、事務局にその他事項について説明をお願いします。 それでは最後に、次第７「その他」について保険健康課副主幹からご連絡します。
沼崎副主幹	（資格確認書の一斉交付、会議の年間スケジュール等を説明）
保険健康課長	今回の開催は、１２月中下旬頃を予定しています。開催につきましては、出来る限り早い時期にご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。 以上で令和７年度第１回みよし市国民健康保険運営協議会を終了いたします。 それでは、最後に礼の交換をお願いいたします。一同、ご起立ください。「一同、礼」ありがとうございました。

